

# 京都府最低賃金のお知らせ

平成24年9月  
京都労働局

## —— 京都府最低賃金を8円引き上げ ——

京都府最低賃金(地域別最低賃金)を平成24年10月14日から8円引き上げて759円に改正することになりました。

京都府最低賃金	適用対象	現行	改正金額
時間額	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者	751円	<b>759円</b>

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(パートタイマー・アルバイト等を含む)を使用することはできません。

除外賃金
最低賃金には次の賃金は算入されません ① 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当 ② 時間外・休日及び深夜手当 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室(電話 075-241-3215)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

**必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も**